

会

報

社団法人日本病理学会

第 160 号

平成 13 年 (2001 年) 2 月刊

1. 平成 13 年度日本病理学会認定病理医試験について

本年度の認定病理医試験は、7月28日(土)、29日(日)に東京大学にて行われます。受験希望者は申請手続き等につき、学会事務局にお問い合わせください。

平成 13 年度日本病理学会認定病理医試験
申請要綱

1. 認定病理医試験を受験しうる者は、日本病理学会認定病理医制度規程(昭和53年4月6日制定施行、昭和58年4月、平成元年3月、平成8年11月、平成9年11月、平成10年11月改正)により、下記の資格をすべてそなえた者である。

- (イ) 日本国の医師免許を取得していること。
- (ロ) 死体解剖保存法による死体解剖資格を取得していること。
- (ハ) 出願時3年以上継続して日本病理学会会員であること。
- (ニ) 日本病理学会の認定する研修施設において5年以上の人体病理学を実践した経験をもち、その期間中に次の各項の研修を終了していること。ただし、5年の実践期間のうち最高1年までを、厚生大臣の指定を受けた臨床研修病院における臨床研修(臨床検査医学研修を含む)をもって充当することができる。
- (ア) いちじるしく片寄らない症例についてみずからの執刀による病理解剖を行い、病理解剖学的診断を附したものの50例以上の経験をしていること。
- (イ) いちじるしく片寄らない症例についてみずから病理組織学的診断を附した生検(外科切除標本を含む)5,000例(50例の迅速診断を含む)以上を経験をしていること。
- (ウ) 日本病理学会、国際病理アカデミー日本支部、あるいは日本病理医協会(支部を含む)等の主催する病理組織診断に関する講習を受講していること。

(d) 日本病理学会あるいは日本病理医協会等の主催する細胞診に関する講習を受講し、細胞検査士を指導し的確な診断をするに十分な細胞診の知識と経験を有していること。

(ホ) 人体病理学に関する原著論文または学会報告が3編以上あること。

(ヘ) 人格・識見に関する研修指導者の推薦があること。

(ト) 人体病理業務に専任していること。

2. 認定病理医試験を受けるには、受験願書および資格審査申請書に必要書類を添付して、社団法人日本病理学会へ申請するものとする。

3. 資格審査申請について

1) 資格審査申請は、日本病理学会が認定病理医の資格があるかどうかを審査するに必要な書類である。したがって、その記載内容が適正であり、かつ誤りや不明な点がないよう留意すること。

2) 資格審査申請書は、必ず同封の所定の用紙を使用し、2部(1部は写しで可)を提出すること。

4. 認定病理医試験に必要な書類は、次の通りである。

- 1) 試験願書(写真4×3cm2葉、受験票を含む)
- 2) 受験資格審査申請書
- 3) 医師免許証の写し 1部
- 4) 死体解剖資格認定証明書の写し 1部
- 5) 研修施設が日本病理学会認定の研修施設、臨床研修病院、日本臨床病理学会認定研修施設であることの証明書の写し(大学の場合は不要)。
- 6) 人体病理学についての業績(原著あるいは学会演題抄録)3編の別冊ないし写し 1部
- 7) 50例の剖検症例のプロトコールあるいは報告書のコピーを付した病理解剖リスト
- 8) 迅速診断についての経験症例50例のリスト
- 9) 病理組織診断、細胞診に関する講習会への参加を証明する書類あるいは参加証の写し
- 10) 推薦書 1部

5. 申請期間

平成13年4月1日より平成13年4月30日まで

6. 受験手数料として、金30,000円也を申請時前納する

こと。

7. 試験合格者は、認定証交付時に資格認定料金 20,000 円を納入すること。
8. 申請宛先
〒 113-0033 東京都文京区本郷 2-40-9
ニュー赤門ビル 4F 社団法人日本病理学会事務局
TEL 03-5684-6886 FAX 03-5684-6936
9. 注意事項
 - 1) 申請書へ必要事項を記載するにあたっては、別紙「記載例」を参照すること。
 - 2) 記載項目の中で、記載しきれない事項は備考欄を使用すること。
 - 3) 上記 1. (二) の臨床検査医学研修は日本臨床病理学会の認定する研修施設における必須学科の研修に限る。

2. 平成 13 年度日本病理学会認定口腔病理医試験について

本年度の認定口腔病理医試験は、7 月 28 日 (土)、29 日 (日) に東京大学にて行われます。受験希望者は申請手続き等につき、学会事務局にお問い合わせください。

平成 13 年度日本病理学会認定口腔病理医試験 申請要綱

1. 認定口腔病理医試験を受験しうる者は、日本病理学会認定口腔病理医制度規程 (昭和 63 年 5 月 25 日制定施行, 平成 10 年 4 月改正) により下記の資格のすべてをそなえた者である。
 - (イ) 日本国の歯科医師免許を取得していること。
 - (ロ) 死体解剖保存法による死体解剖資格を取得していること。

- (ハ) 出願時満 3 年以上継続して日本病理学会会員であること。
- (ニ) 日本病理学会の認定する研修施設において満 5 年以上の人体病理学を实践した経験をもち、その期間中に次の各項の研修を終了していること。
 - (a) いちじるしく片寄らない症例についてみずからの執刀による病理解剖を附したものの 10 例以上を経験していること。
 - (b) 口腔領域のいちじるしく片寄らない症例についてみずから病理組織学的診断を附した生検 1,000 例 (若干の迅速診断を含む) 以上を経験していること。
 - (c) 細胞診の基礎的能力を修得していること。
- (ホ) 人体病理学に関する学会報告または原著論文が 3 篇以上あること。
- (ヘ) 人格・識見に関する研修指導者の推薦があること。

2. 認定口腔病理医試験を受けるには、受験願書および資格申請書に必要書類を添付して、社団法人日本病理学会へ申請するものとする。
3. 申請期間
平成 13 年 4 月 1 日より平成 13 年 4 月 30 日まで
4. 受験手数料として、金 30,000 円也を申請時前納すること。
5. 試験合格者は、認定証交付時に資格認定料金 20,000 円を納入すること。
6. 申請宛先
〒 113-0033 東京都文京区本郷 2-40-9
ニュー赤門ビル 4F 社団法人日本病理学会事務局
TEL 03-5684-6886 FAX 03-5684-6936